

# 機密情報の取扱い要領

一般財団法人日本醤油技術センター

## 1. 適用の範囲

この手順書は、就業規則で定める内、「認証業務規程」に関する業務（委託先の機関および個人を含む組織の全てが行うもの）を実施する過程で得られた又は生じた機密情報（認証事業に関する書類・写真・デジタルデータ、認証申請者及び認証事業者から得られた、または生じた情報の一切、これに関する資料ならびに複写物および複製物及び三者から得た認証申請者および認証事業者に関する情報など）の取扱方法について定める。

## 2. 機密の保持

認証に関する業務を行う者（製品検査員、審査員、判定員及び管理責任者）、本センターの役職員、またはこれらの者であった者は、本センターが認証に関する業務を行ううえで得られた機密情報を他に漏らし、または自己の利益のために使用してはならない。

## 3. 機密の管理

- 1) 理事長は、機密の管理を管理責任者に委託することができる。
- 2) 機密情報は、本センターのグループウェアの中に置きパスワードにより管理をする。

## 4. 機密の解除

次に該当する場合、機密を解除することができる。

- 1) 本来の所有者である認証申請者および認証事業者の書面による事前承認を得た場合

(認証申請者および認証事業者の事前の承認が不要な場合)

- 2) 内部監査の実施において必要な情報を確認する場合
- 3) 農林水産省及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターの行う監査の場合
- 4) 公平性委員会から情報開示を求められた場合

## 5. その他

この要領に定めるもののほか機密保持に関して必要な事項は理事長が別途定めることができる。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	1/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(適用の範囲)

**第1条** この規程は、一般財団法人日本醤油技術センター（以下「本センター」という。）が日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号。以下「JAS法」という。）に基づいて行う認証に関する業務について、その運営方針、運営体制及び実施方法その他の認証に関する業務の実施に必要な事項を規定する。

(認証に関する業務の方針)

**第2条** 本センターが行う認証業務の方針は次のとおりとし、すべての活動はこの方針に基づいて行われるものとする。

- (1) 認証に関する業務を公平、公正、迅速に提供する。
- (2) 認証に関する業務の信頼性確保のため、必要な技術的能力の維持・向上に努める。
- (3) 認証に関する業務で得られる情報について機密保持に責任を持つ。
- (4) 認証に関する業務の客観性及び公平性に関して他の業務部門からの影響の排除に責任をもつ。
- (5) JAS制度の適正な運営に寄与する。
- (6) 本センターは、認証に関する業務の結果を左右しかねないようなすべての営利的、財政的、その他の圧力に影響されないようにする。

(法的地位及び責任)

**第3条** 本センターは、定款の定めるところにより、JAS法に基づく登録認証機関として登録され、認証に関する業務を行うものとする。

2 本センターは、登録認証機関に与えられた権限を適正に行使するとともに、本センターが行うすべての認証に関する業務に責任を負うものとする。

## 1 事業所の所在地及びその事業所において認証に関する業務を行う区域

(認証に関する業務の区域)

**第4条** 本センターが認証に関する業務を行う区域は、国内及び外国の区域とする。

(認証に関する業務を行う事業所)

**第5条** 本センターの認証に関する業務を行う事業所の名称は、「一般財団法人日本醤油技術センター」とし、東京都中央区日本橋小網町3番11号に置くものとする。

## 2 認証を行う農林物資の種類

(認証を行う農林物資の種類)

**第6条** 本センターが認証を行う農林物資の種類はしょうゆとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	2/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(認証を行う取扱業者等)

**第7条** 本センターが認証を行う者は、製造業者及び外国製造業者（以下、取扱業者という。）とする。  
なお、取扱事業者の外注先についても必要に応じて認証の対象とする。

### 3 認証に関する業務を行う時間及び休日

(営業時間)

**第8条** 事業所の認証に関する業務を行う時間は、9時から17時までとする。

2 休業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、国民の休日、8月13日から15日（ただし休日と重なる場合は、その前後に振替える。）及び年末の12月30日から31日まで並びに年始の1月2日から4日とする。

### 4 認証に関する料金の算定方法

(認証手数料)

**第9条** 本センターは、第23条に基づく認証申請を受理する場合、当該申請を行ったものから別紙1に定める認証手数料を徴収するものとする。

2 徴収方法は、業務の開始に当たり本センターが発行する請求書により、指定する期日と方法で行うものとする。

(確認調査手数料)

**第10条** 本センターは、認証を受けた取扱業者（以下、「認証取扱事業者」という。）に対し、第35条に基づく認証事項の確認のための調査（以下、「確認調査」という。）を実施する場合は、認証取扱業者から別紙1に定める確認調査手数料を徴収するものとする。

2 本センターは、認証取扱業者に対し、第36条に基づく認証事項の臨時確認調査を実施する場合は、認証取扱業者から別紙1に定める臨時調査手数料を徴収するものとする。

3 徴収方法は、前条2項に準じて行うものとする。

(その他の費用の負担)

**第11条** 本センターは、申請者及び認証取扱業者に対し、第50条に基づく講習会を実施するときは、別紙2に定める講習会等参加費を徴収するものとする。

2 本センターは、申請者又は認証取扱業者、その他の利害関係人から第21条第2項(8)の財務諸表等の書面の謄本又は抄本の請求があった場合又は財務諸表等の電磁的記録を電磁的方法により提供するよう請求があった場合には、当該請求を行った申請者及び認証取扱業者又はその他の利害関係人から別紙3に定める交付手数料を徴収するものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	3/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

## 5 認証に関する業務を行う組織

(組織)

**第12条** 本センターの認証に関する業務を行う組織は、別紙4に定める認証に関する組織図及び職務分掌のとおりとする。

(理事長の責任及び権限)

**第13条** 本センターの理事長（以下、単に「理事長」という。）は、認証に関する業務に係る経営資源の確保、運営方針の策定、認証に関する業務の実施及び監督並びに認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定について責任及び権限を有するものとする。

(理事長の権限の委譲)

**第14条** 理事長は、その責任において、認証に関する業務の実施及び監督に係る権限のうち他の責務と関わりなく認証業務の運営管理、監視、評価及び調整を行う者として部長職以上の者を管理責任者として権限を委譲することができるものとする。

## 6 認証に関する業務を行う者の職務

(認証に関する業務を行う者の職務)

**第15条** 認証に関する業務を行う者の職務は、製品検査、書類審査及び実地調査の業務、審査結果のレビュー、判定の業務並びに認証の事務とし、理事長は、職務及び責任を記述した明確で最新の状態の指示書を認証に関する業務を行う者が利用できるようにしておくものとする。

2 製品検査員は、JAS格付予定製品又はJAS格付製品の製品検査を行い、製品のJAS規格への適合性を検査する。

3 審査員は、認証の申請に係る審査業務及び認証後に定期的又は必要に応じて行う認証事項の確認調査に従事し、書類審査及び実地調査を行い、当該農林物資に係る認証の技術的基準との適合性を審査する。また、製品検査員が行った製品検査の結果及び実地調査等の状況から認証申請者が常にJAS規格に適合する製品を供給する能力を有するかどうかを審査する。

4 判定員は、前項の審査員の審査結果に基づき、審査結果のレビュー及び認証のための判定を行う。

5 管理責任者は、申請書のレビュー、審査計画の策定、認証書の発行等の認証業務に関する事務を行う。

6 製品検査員、審査員及び判定員（以下「製品検査員等」という。）及び管理責任者は、遂行する職務に対して適格でなければならない。

(製品検査員等の任命)

**第16条** 理事長は、製品検査員等及び管理責任者を任命する。

2 製品検査員等及び管理責任者には別に定める製品検査員等の資格基準及び評価手順書に基づき、JAS法、認証に関する業務の手順、認証の技術的基準、JAS規格及び当該農林物資の製造方法、審査技能等の教育・訓練を受け、かつ、必要な技術的知識及び経験を有する力量のあるものを十分な数

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	4/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

任命するものとする。

3 理事長は、前項の任命に際して、製品検査員等及び管理責任者に対して以下の事項を約束する宣誓書に署名することを求めるものとする。

(1) 本センターが定める規則に従うこと。

(2) 製品検査員等自身並びにその雇用主と、当該製品検査員に割り当てられる個別の審査等又は認証事項の確認に伴う申請者または認証取扱業者との間の現在及び過去における関係を明言すること。

(3) 本センターの利害に抵触する事由が発生した場合は速やかに理事長に報告すること。

4 理事長は、製品検査員等及び管理責任者の力量の維持について、別に定める製品検査員等資格基準及び評価手順書に基づき、力量の評価を毎年1回以上実施するものとする。

5 理事長は、製品検査員等及び管理責任者の資格、研修及び実務経験についての記録を保持し、最新の状態を維持するものとする。

(研修)

**第17条** 理事長は製品検査員等及び管理責任者に対し、適正な業務を実施するために別に定める研修手順書に定める研修を実施するものとする。

(機密保持)

**第18条** 本センターは、就業規則に定める他、機密情報の取扱い要領に基づき、委託先の機関及び個人を含む組織の全ての階層において、認証に関する業務の過程において得られる情報の機密を保護するものとする。

2 本センターは、第53条により認証取扱業者の情報を公開する事項及び内容について、第32条の認証契約書に明記することとする。また、情報の公開を行う場合には事前に公開する旨の通知を認証取扱業者に対して行うものとする。

3 第三者から得た、申請者又は認証取扱業者に関する情報は、機密情報として取り扱うこととする。

(禁止業務)

**第19条** 本センターは、本センターの認証の申請を予定している者及び認証取扱業者に対し、認証上の問題となる事項の対処方法についての助言又はコンサルタントサービスを行わない。

2 本センターは、本センターが認証の対象となる農林物資（以下「認証対象農林物資」という。）の製造及び販売を行わない。

3 本センターは、いかなる場合であっても認証に関する業務の機密保持、客観性又は公正性を損なうような商品の販売又はサービスの提供を行わない。

(財務及び債務)

**第20条** 本センターは、登録認証機関の安定的な運営に必要な経営資源を持ち、かつ認証業務から発生する恐れのある債務に対して適切に備えておくこととする。

## 7 認証の実施方法、認証の取消の実施方法その他認証に関する業務の実施方法

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	5/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(文書・記録の整備及び管理)

**第21条** 本センターは、認証に関する業務に係る文書及び記録を別に定める文書管理手順書に基づき適切に管理するものとする。

2 本センターは、以下に関する文書を用意し、要請に応じて閲覧又は交付できるようにしておくものとする。

- (1) 本センターの権限についての情報
- (2) 認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しを含む認証に関する手順の説明書
- (3) 認証に関する業務における審査及び判定方法の情報
- (4) 本センターの財政的基盤を確保する手段
- (5) 申請者及び認証取扱業者が支払うべき費用
- (6) 申請者及び認証取扱業者の権利及び義務（格付の表示の取扱い方法、登録認証機関の略称等を含む。）
- (7) 苦情・異常申し立て及び紛争の処理手順
- (8) 財務諸表等（財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並びに事業報告書）

(業務に関する情報の提供)

**第22条** 本センターは、申請者に対して、認証の詳細な手順、JAS法（政令・省令・告示・通知を含む）、認証対象農林物資の日本農林規格、認証の技術的基準、本センターの要求事項、必要となる費用及び納入方法、認証申請者の権利及び義務について記載した文書を提供するものとする。

2 本センターは、申請者から求められた場合には、追加情報を当該申請者に提供するものとする。

(認証申請の受理及び審査の準備)

**第23条** 本センターは、管轄区域内の申請者から、別記様式第1号に定める申請書が提出されたときは、以下の場合を除き、認証の申請を受理するものとする。また、申請の受理を拒否する場合は、その理由を認証申請者に通知するものとする。

- (1) 格付の表示の除去若しくは抹消の命令に違反し、又は報告の求めを拒否し、若しくは虚偽の報告をし、若しくは立入検査を拒否し、妨害し、若しくは忌避したことにより、罰金以上の刑に処され、その執行を終わった日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (2) 本センター又は他の登録認証機関から認証を取り消されてから1年が経過していない者からの申請の場合
- (3) 認証の取消しの日前30日以内にその取消しに係る認証取扱業者の業務を行う役員であった者でその取消しの日から1年が経過していない者からの申請の場合
- (4) 申請者から本センターの規定に従わない旨の表明があった場合

2 本センターは、認証にかかる審査を円滑かつ確に実施するために以下の状態が確保されるよう、審査を始める前に認証申請書の内容を十分に確認するとともに、確認作業の記録を維持するものとする。また、修正等を実施しても以下の状態が確保できない場合には審査を行わないものとする。

- (1) 申請書及び添付書類が全て提出されている。
- (2) 本センターと認証申請者の間に生じる理解の相違は全て解消されている。
- (3) 申請書に記載された、農林物資の区分及び種類並びに申請対象工場の所在地等が、本センターの

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	6/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

業務規程に定める管轄区域、農林物資の区分及び種類その他認証に関する業務の範囲内において本センターが認証に関する業務を行うことを理解している。

- (4) 申請者が、本センターの行う認証に関する業務に協力することの別記様式第2号に定める同意書を提出していること。
- 3 申請の内容が、本センターが既に認証した認証取扱業者の認証の範囲に含まれる場合、それらの審査報告書を活用し第26条に規定する書類審査の結果により審査の一部又は全部を省略することができるものとする。省略する場合、その旨第2項の記録及び審査報告書にその根拠を明記することとする。また、申請者が省略の根拠の提示を求めた場合、説明するものとする。
- 4 本センターは、審査に必要な準備作業の管理ができるよう、あらかじめ個別の認証申請の審査計画を作成するものとする。

(製品検査員及び審査員、判定員の指名)

**第24条** 理事長は、個別の認証申請に係るJAS格付予定製品のJAS規格への適合性の確認検査を行う者を製品検査員の中から指名するものとする。

- 2 理事長は、個別の認証申請に係る書類審査又は実地調査を行う者を審査員の中から指名するものとする。審査員には、申請者の規模等により、必要十分な人数を指名するものとする。
- 3 理事長は、審査員の審査結果に基づき、審査結果のレビュー及び認証のための判定を行う者を判定員の中から指名するものとする。なお、同一申請について、製品検査員又は審査員として指名したものは判定員には指名しないものとする。
- 4 判定員の指名に当たっては、過去2年間において申請者と利害関係をもち、又は利害関係を有する機関に雇用されていた者は指名しないものとする。
- 5 本センターは、包括的かつ正確な評価を確実に行わせるために、製品検査員等に必要な情報及び適切な作業文書を与えるものとする。

(実地調査計画書の作成)

**第25条** 前条により指名された審査員は、審査計画に基づき、申請者と日程を調整の上、別記様式第3号に定める実地調査計画書を作成して、実地調査の1週間前までに申請者に通知するものとする。

(審査の実施)

**第26条** 審査員は、第23条第4項でさだめた審査計画に従い、別に定める審査及び認証事項の確認調査手順書に基づき、書類審査及び実地調査を行い、申請者が認証の技術的基準に適合しているかどうかを審査することにより行う。また、製品検査結果及び実地調査結果から、申請者が常にJAS規格に適合する製品を供給する能力を有するかどうかの審査を行う。

- 2 第23条第3項に基づき、審査の一部又は全部を省略する場合であって、書類審査の結果申請内容が認証の技術的基準に適合すると判断される場合は、実地調査又は製品検査の一部又は全部を省略することができることとする。
- 3 審査員は、実地調査の最後に認証申請者の責任者との間で会議をもち、その会議の場で、認証の技術的基準への適合性に関して書面又は口頭で特に重要と思われる事項を示すものとする。
- 4 審査員は、実地調査の際に申請者のJAS格付予定製品のうち、製造工程を代表するものを製品検査

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	7/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

査の試料として無作為に抽出するものとする。

- 5 製品検査員は、別に定める製品検査マニュアルに基づき、前項で審査員が抽出した試料を J A S 規格に定める測定方法を用いて検査し、製品の J A S 規格への適合性を確認するものとする。
- 6 製品検査員は、製品検査の結果を理事長に報告するものとする。
- 7 理事長は、製品検査の結果を審査員に報告するものとする。

(審査結果の報告及び通知)

**第 27 条** 審査員は、前条の製品検査結果の通知を受けた後速やかに、審査結果に係る報告書(以下「審査結果報告書」という。)を作成し、理事長に報告するものとする。

- 2 審査結果報告書は、認証申請者が是正すべき事項(不適合)を全て特定して作成するものとする。
- 3 理事長は、審査結果報告書を速やかに申請者に通知するものとする。

(是正措置)

**第 28 条** 理事長は、申請者に対し、審査結果通知書への意見の提出をもとめ、審査結果通知書で指摘した事項を是正するために実施した処置又は一定の期間内に実施を計画している処置について、期限を示して文書による是正処置報告を求めるものとする。

- 2 本センターは、前項の是正処置の報告が提出された場合、その報告内容を確認し、全面的又は部分的な再実地調査並びに再製品検査が必要かどうか、又は第 35 条に定める認証事項の確認調査中に確認することで十分と認められるかどうかについて、認証申請者に通知するものとする。

(再審査)

**第 29 条** 理事長は、第 28 条により指摘した事項が所定の期限内に是正された場合は、当該是正処置の内容について製品検査員等に再審査を第 26 条に準じて行わせるものとする。

- 2 審査員は、再審査の結果を審査結果報告書に追記した最終報告書として理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、最終報告書を申請者に通知するものとする。

(審査結果のレビュー)

**第 30 条** 理事長は、判定員に審査結果の妥当性を確認させるものとする。

- 2 判定員は、申請書及び審査結果報告書(最終報告書)等の認証の技術的基準及び J A S 規格への妥当性の確認を行い、理事長へ認証推薦書により報告するものとする。

(認証の可否の判定)

**第 31 条** 理事長は、別に定める判定委員会運営要領に基づき、判定員で構成する判定委員会を設置する。

- 2 判定委員会は、審査結果報告書(最終報告書)及び認証推薦書等に基づき、認証の可否について審議及び判定を行い、理事長に報告するものとする。
- 3 理事長は、判定の結果、認証の申請にかかる認証の技術的基準及び J A S 規格に不適合であって、認証の授与をしない場合は、その旨理由を付して申請者に通知するものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	8/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

4 前項の場合であって申請者が、認証審査の継続を希望し、是正措置報告が提出された場合は、第26条に準じて再審査を実施する。

(認証契約)

**第32条** 本センターは、申請者に対して認証を行おうとするときは、当該申請者と、別記様式第4号に定める認証契約書により契約を締結するものとする。

(帳簿の作成及び保存)

**第33条** 本センターは、認証の申請に係る農林物資の種類ごとに別記様式第5号に定める認証業務に関する帳簿を作成し、最終の記載日から5年間保存するものとする。

(認証書の交付)

**第34条** 理事長は、第31条の結果、認証を行うことが適切と認めた場合かつ第32条の認証契約を締結した場合は申請者に対し、遅滞なく別記様式第6号に定める認証書を交付するものとする。

(認証事項の確認)

**第35条** 本センターは、認証取扱業者が、その後も継続して認証の技術的基準を満たしていること並びにJAS規格に適合する製品を供給する能力を維持していることを確認するため、別に定める審査及び認証事項の確認手順書及び製品検査マニュアルに基づき、書類及び実地における認証事項の確認調査並びにJAS格付製品のJAS規格への適合性の確認検査を行うものとする。

2 認証事項の確認の頻度は、認証年月日又は前回の認証事項の確認調査日（第36条及び第37条の規定による臨時確認調査を除く。）からおおむね1年を超えない期間内とする。

3 認証事項の確認に係る実施方法は、第24条から第29条の規定に準じて行うものとするが、製品検査の試料は可能なかぎり審査員が無作為に抽出するものとする。

(変更届及び認証事項の臨時確認調査)

**第36条** 本センターは、認証取扱業者から認証事項に関する変更届の提出があった場合又は認証取扱業者が認証事項を変更したことを知った場合は、その内容が認証事項の臨時確認調査を必要とするものかどうかを決定し、認証取扱業者に通知するものとする。

2 本センターは、認証事項の変更の内容が認証事項の臨時確認調査を必要とすると判断した場合は、速やかに変更に係る部分の調査を実施するものとする。

3 認証事項の臨時確認調査の実施方法は第35条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行い、書類調査の結果認証の技術的基準に適合すると確認できた場合は、第35条の規定する実地の調査及び製品検査を省略することが出来る。なお、省略する場合は、その旨記録するものとする。

(情報提供等に基づく認証事項の臨時確認調査)

**第37条** 本センターは、第35条及び第36条に定める場合のほか、第三者からの情報提供その他の方法により認証取扱業者が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、認証事項の臨時確認調査を行うものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	9/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

2 認証事項の臨時確認調査の実施方法は第35条の認証事項の確認調査の実施方法に準じて行う。

(調査結果のレビュー)

**第38条** 理事長は、第35条から37条に定める調査を実施したときは、判定員に調査結果の妥当性確認させるものとする。

2 判定員は、調査結果報告書（最終報告書）等の認証の技術的基準及びJAS規格への妥当性の確認を行い、理事長への認証推薦書により報告するものとする。

(調査結果に基づく判定)

**第39条** 理事長は、第35条から第37条に定める調査を実施したとき又は認証契約への不適合を確認した場合は、別に定める判定委員会運営要領に基づき、判定員で構成する判定委員会を召集し、調査結果の審議及び判定を行わせるものとする。

2 判定委員会は、調査結果報告書（最終報告書）及び認証推薦書等に基づき、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷の停止並びに停止の解除について審議及び判定を行い、判定結果を理事長に報告するものとする。

3 判定委員会の判定の基準は以下の通りとする。

(1) 認証の維持又は格付等の停止請求の解除

認証取扱業者が認証の技術的基準に引き続き適合していること。

(2) 認証の縮小又は拡大

認証範囲の変更後の状態が認証の技術的基準に適合していること。

(3) 認証の取消し

別に定める認証事業者の違反の区分及び登録認証機関の対応基準による。

(4) 格付の停止及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止

別に定める認証事業者の違反の区分及び登録認証機関の対応基準による。

4 理事長は、認証取扱業者に判定の結果を通知するものとする。ただし、認証の取消しを通知しようとするときは、1週間前までに当該認証の取消しにかかる認証取扱業者に文書でその旨を知らせ、弁明の機会を付与するものとする。

5 理事長は、認証取扱業者が格付業務を廃止、認証を取消した時、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷停止請求並びに認証の縮小をした場合は、当該認証取扱業者が引き続き認証された状態にあるような宣伝・広告等中止又は修正等、必要な措置を行うよう併せて請求すること。

6 理事長は、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求した場合は、当該決定の是正措置等の連絡をさせるため、審査員の中から1名以上の審査員を指名するものとする。

7 本センターは、調査結果の記録を文書化し、保存するものとする。

(格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止請求の解除)

**第40条** 理事長は、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷停止を請求した認証取扱業者から、請求に対し、是正を行った旨報告があった場合は、第36条に準じて、是正措置の確認を行うものとする。

2 本センターは調査の結果、改善が認められた場合は請求の解除を行うものとする。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	10/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

(認証書の再交付及び返還)

- 第41条** 理事長は、第39条の判定の結果、認証範囲の縮小又は拡大が適正であると認めた場合は、認証の対象範囲を変更して認証書を再交付するものとする。
- 2 理事長は、第39条の判定の結果、認証の取消しが適切であると認めた場合又は格付業務を廃止した時は、認証取扱業者に認証書を返還させるものとする。
- 3 理事長は、第39条の判定の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した農林物資の出荷の停止請求が適切であると認めた場合は、認証取扱業者に認証書を一時的に返還させるものとする。
- 4 理事長は、第39条の判定の結果、格付業務の停止請求及び格付の表示を付した製品の出荷の停止請求の解除が適切と認めた場合には、返還させていた認証書を返却すること。

(JAS規格及び認証の技術的基準等の改正)

- 第42条** 理事長は、JAS規格又は認証の技術的基準等が改正された場合、速やかに認証取扱業者に文書でその旨通知をするものとする。
- 2 理事長は、認証の技術的基準の改正により認証取扱業者が講じた処置を施行後、おおむね一年以内実施される第35条に定める認証事項の確認の際に確認し、その結果変更が必要な場合は変更届の提出を求めることとする。

## 8 認証に関する業務の公正な実施のために必要な事項

(公平性のリスクの特定)

- 第43条** 理事長は、公平性に対するリスクを継続的に特定し、特定されたリスクの排除又は最小化に努めなければならない。
- 2 リスクの特定には、財務の提供先及び共有資産、所有、手数料の支払い、要員等も含まれるものとする。
- 3 公平性のリスク分析は、①関連機関の特定、②関連機関等との関係、③利害の抵触の特定、④公平性の処理（リスクの排除又は最小化）を含め、行うこと。
- 4 公平性のリスク分析の結果（処置を含む）は、公平性委員会が利用できるように文書化し、保存するものとする。

(公平性委員会)

- 第44条** 理事長は、登録認証機関の運営に関する公平性について毎年1回以上公平性委員会を招集する。
- 2 前項の手順は、別に定める公平性委員会設置・開催要領による。
- 3 公平性委員会は、本センターの認証業務等の公平性について審議を行い、その結果を理事長に進言することとする。
- 4 公平性委員会の記録は文書化し、保存するものとする。

(内部監査)

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	11/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

**第45条** 理事長は、認証業務が適正に実施され、また、認証業務の実施体制が維持されているかを検証するために、認証に対する業務に対する内部監査を12か月に1回以上実施するものとする。

2 内部監査の手順は、別に定める内部監査手順書によるものとする。

3 内部監査の結果は文書化し、保存するものとする。

(不適合業務)

**第46条** 理事長は、別に定める是正措置及び予防措置手順書に基づき、認証業務で発生した不適合な業務の是正及び予防に努めるものとする。

(マネジメントレビュー)

**第47条** 理事長は、認証業務の実施の適切性及び有効性についてマネジメントレビューを毎年1回以上実施する。

2 前項の手順は、別に定めるマネジメントレビュー手順書による。

3 レビューの記録は文書化し、保存するものとする。

(外部監査の受け入れ)

**第48条** 本センターは、農林水産大臣及び独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる監査があるときは、これを受入れるとともに、監査の実施に協力するものとする。

## 9 その他認証に関する業務に必要な事項

(適合する添加物)

**第49条** 日本農林規格における食品添加物に係る規定の改正に伴う運用に関する通知（平成25年12月13日農林水産省消費・安全局表示・課長通知（25消安第4250号通知））に基づき、「しょうゆの日本農林規格」（平成16年9月13日農林水産省告示第1703号）第3条から第7条までの「食品添加物」の項に規定する「国際連合食糧農業機関及び世界保健機構合同の食品規格委員会が定めた食品添加物に関する一般規格（CODEX STAN 192-1995、Rev. 7-2006）3.2の規定に適合する物であって、かつ、その使用条件は同規格3.3に適合すること。」に適合するしょうゆの種類ごとの食品添加物は、別紙5の使用可能な添加物リストのとおりとする。

2 前項の適合する添加物名リストは、随時見直すものとし、見直した場合には速やかに認証事業者に対してその旨を通知するものとする。

(品質管理及び格付を担当する者への講習会等)

**第50条** 本センターは、申請者又は認証取扱業者の品質管理責任者、格付責任者又は格付担当者に対する講習会及び格付検査担当者に対する技能研修を別に定める講習会等実施要領に基づき実施するものとする。

(苦情及び異議申し立ての処理)

**第51条** 本センターは、申請者又はその他の者から持ち込まれる苦情、異議申し立て又は紛争を別に

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	12/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

定める苦情及び異常申立て処理手順書に従って処理するものとする。

- 2 本センターは、苦情、異議申し立て又は紛争の経過及びこれらに対して実施した是正措置予防措置について記録するとともに、有効性の評価を行うものとする。

(認証書及び格付の表示の管理等)

**第52条** 本センターは、認証取扱業者に認証書及び格付の表示の管理を適切に行わせるものとする。

- 2 本センターの役職員は、認証取扱業者による不適正な格付の表示を発見した場合、直ちに理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 3 本センターの役職員は、認証取扱業者による宣伝、カタログその他媒体において認証制度への不正確な言及、誤解を招くような格付の表示の使用を見つけたときは、理事長に報告し、その処置について指示を仰ぐものとする。
- 4 理事長は、前項の報告があった場合は速やかに適切な処置を講じるものとする。

(報告及び公表)

**第53条** 本センターは、認証を行ったときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧及びインターネットによりを利用して情報を提供するものとする。また、その報告をした事項に変更があったときも同様とする。

- 2 本センターは、認証取扱業者に対し、格付に関する業務及び格付の表示の付してある農林物資の出荷を停止することを請求したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧及びインターネットにより情報を提供するものとする。
- 3 本センターは、認証取扱業者が格付に関する業務を廃止したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧及びインターネットにより情報を提供するものとする。
- 4 本センターは、認証を取り消したときは、遅滞なくその旨を農林水産大臣へ報告するとともに、事務所において公衆の閲覧に及びインターネットにより情報を提供するものとする。
- 5 本センターは、認証取扱業者からの前年度の格付実績の報告を受け、農林物資の種類ごとに取りまとめ、毎年度9月末までに農林水産大臣へ提出するものとする。

(その他)

**第54条** この規程に定めるもののほか、認証に関する業務に関し必要な事項は、別に理事長が定めるものとする。

附則（平成26年3月20日）

第49条は、平成26年9月28日以降摘要する。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	13/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第1号（第23条関係）

年 月 日

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長 殿

住 所  
氏名又は名称

代表者の氏名

認 証 申 請 書

日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第1項[第30条1項]の規定に基づき、下記の工場において製造する農林物資：しょうゆ（認証の区分：飲食料品）について日本農林規格による格付を行い、その容器等に格付の表示を付することについて認証を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1. 申請に係る農林物資の製造を行なう工場又は事業所の名称及び所在地

工場の名称		※電話番号	
所在地	〒	※Fax番号	
工場責任者の氏名		※e-mail	

2. 申請者の電話番号など

※電話番号		※Fax番号	
-------	--	--------	--

3. 認証の技術的基準に関する事項

- (1) 製造又は加工，保管，品質管理及び格付のための施設 …… 別添書類 1, 2 の通り
- (2) 品質管理の実施方法 …… 別添書類 3 の通り
- (3) 品質管理を担当する者の資格及び人数 …… 別添書類 4 の通り
- (4) 格付の組織及び実施方法 …… 別添書類 5 の通り
- (5) 格付を担当する者の資格及び人数 …… 別添書類 6 の通り

4. 同意書 …… 別添書類 7 の通り

5. その他参考となるべき事項 …… 別添書類 8～12 の通り

注1：※印については、認証申請書の記載事項の変更届は不要である。この申請書において以下同じ。

注2：外国取扱業者の認証にあつては[ ]書を用いるものとする。

注3：申請者が法人にあつては、代表者の氏名を記載する。

注4：印は、氏名等に重ならないように押す。

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	14/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第2号（第23条関係）

## 同意書

1. 認証機関の規定に従うこと。
2. 書類審査、製品検査及び実地調査に必要な準備並びに必要な情報提供を行い審査等に協力すること。
3. 認証を受けたのちは、格付の表示、認証取扱業者等であることの表明を適正に行うこと。

上記の条件に同意いたします。

年 月 日

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

殿

(認証申請者)

住 所

氏名又は名称

印

法人にあっては代表者氏名

印

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	15/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第3号（第25条関係）

年 月 日

認証申請者の氏名または名称

代表者 殿

一般財団法人日本醤油技術センター

審査員名

## 実地調査計画書

下記により審査を行いますので連絡いたします。

記

審査の種類	<input type="checkbox"/> 認証の申請に係る審査 <input type="checkbox"/> 確認調査( <input type="checkbox"/> 認証後の定期確認調査/ <input type="checkbox"/> 臨時確認調査)
審査対象の工場又は事業所の名称	
所在地	
農林物資の区分及び種類	区分：飲食料品 種類：しょうゆ
審査員の氏名	
審査を行う日時	年 月 日 ( ) 時～ 時
適用基準類	JAS法及び関連法令及び告示 しょうゆ取扱業者の認証の技術的基準：
審査を行う組織及び単位	しょうゆの認証に係るすべての項目
審査計画	審査説明（事前会議）及び審査結果の確認等（事後会議）： ：各____分 工場において整備すべき書類の確認：約____時間 工場の施設等の確認：約____時間
立会	工場責任者： 品質管理責任者： 格付責任者(担当者)：
審査費用	認証業務規程に定める手数料を請求いたします。
審査結果	審査内容を精査した上、後日、判定結果通知書にてその結果をご連絡いたします。
その他	

本件に対する連絡及び問合せ先【審査員】

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	16/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第4号（第32条関係）

## 認 証 契 約 書

申請者又は認証事業者（以下、甲という）と一般財団法人日本醤油技術センター（以下、乙という）とは、後記の認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示に記載の工場又は事業所の認証に際して次の通り契約を締結する。

（適用）

第1条 本契約は、認証及びその維持のための確認及びその結果報告書及び認証推薦書等に基づき、判定委員会において行う認証、認証の維持及び認証範囲の縮小若しくは拡大、認証の取消し及び格付業務の停止又は格付の表示を付した農林物資の出荷停止等に係るすべての業務について適用する。

（契約書の効力）

第2条 本契約書の効力は、認証申請時から認証の取り消し又は格付業務の廃止があるまでとする。

（認証に係る権利と義務の順守）

第3条 甲は、JAS法の定める「しょうゆ取扱業者の認証の技術的基準」（以下、「認証の技術的基準」という。）により認証された工場としての権利及び義務を有するとともに、認証工場としての組織構成と業務運営を、認証の技術的基準に常に適合させるほか、JAS関連法令及び本センターの認証業務規程に従い認証工場としての義務を順守する。また、認証を受けた後は、格付の表示及び認証取扱業者等であることの表明を適切に行うとともに、格付される製品が継続的に日本農林規格を満たすものとする。

（審査）

第4条 甲は、乙が行う認証のための審査及び認証事項の確認調査において、JAS関係法令及び本契約に基づき、乙が行う審査を受け入れ、要請に応じて審査に必要な便宜及び協力を提供する。

2 甲は、乙による実地調査等の実施に際し、次に掲げる事項が前項に定める審査に必要な便宜及び協力を含まれる事を了解する。

- （1）審査に係る報告の要請
- （2）認証に係る事務所、工場等の施設への立入り
- （3）認証審査に関係のある文書調査
- （4）認証審査に関係のある記録の閲覧
- （5）要員への接触と個人面接
- （6）独立行政法人農林水産消費安全技術センターが行う乙の審査への立会調査

3 本条2項（1）～（5）は、農林水産大臣が行う格付の表示の改善命令に従い、適切な報告を行うとともに、農林水産大臣もしくは独立行政法人農林水産消費安全技術センターによる立入検査実施等についても準用する。

（認証のための審査）

第5条 乙は、甲に対してJAS関係法令に基づき次の方法で認証のための審査を実施する。

イ 認証をしようとするときは、当該認証の申請に係る工場が認証の技術的基準に適合することを

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	17/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

書類審査及び実地の調査により確認する。

- ロ しょうゆの製造工程を代表するもの（無作為に抽出したものに限る。）がしょうゆの日本農林規格に適合することを当該日本農林規格に定める測定方法を用いて確認し、その結果に基づき、必要に応じ、再度イの確認を行うことその他の措置を講じる。

(認証事項の確認)

第6条 乙は、認証後、甲に対してJAS関係法令に基づき次の事を実施する。

- イ 甲から認証事項を変更しようとする旨の通知を受けたときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ロ イの場合のほか、甲が認証事項を変更したことを知ったときは、遅滞なく、当該変更後の認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ハ 甲の認証をした日又は甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合していることを確認した日（イ、ロ又はホの確認をした日を除く。）から農林水産大臣が農林物資の種類ごとに告示で定める期間内に甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ニ ハに定める確認は、甲に事前に通知して行うほか、乙の認証に係る認証事業者の全部又は一部に対し、事前に通知することなく行う場合がある。
- ホ イからハマまでに定めるもののほか、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合しないおそれのある事実を把握したときは、遅滞なく、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合することを確認する。
- ヘ イからホまでの確認は、JAS法施行規則第46条1号のイ及びロの基準に適合する方法により行うこと。ただし、イ又はロの確認においては、同号イの書類審査の結果、甲に係る認証事項が認証の技術的基準に適合すると認めるときは、同号イの実地の調査及び同号ロの確認を省略することができる。
- ト イからハマまでに定めるもののほか、国際標準化機構及び国際電気標準会議が定めた認証を行う機関に関する基準であって農林物資の種類又は農林物資の取扱い等の区分ごとに農林水産大臣が定めるものに適合する方法により認証事業の確認を行う。

(機密保持)

第7条 甲及び乙は、相手方の機密情報（乙が知り得た第15条に定める製造の一部の委託契約先の機密情報を含む）を入手した場合には、第三者への漏洩、開示及び不正使用等(目的外使用を含む)の防止を図り、機密情報の守秘義務を負う。ただし、前述の機密情報について法令により相手の同意なく開示を要求される場合はこの限りではない。また、本項の定めは本契約終了後も効力を有する。

- 2 乙は、本条に基づき乙が負う義務と同一の義務及び乙の業務規程に基づく守秘、機密保持義務を、乙の役職員又はこれらの者であった者並びに認証業務を委託する者に負わせなければならない。

(情報の提供)

第8条 乙は、認証の取得、又はその維持、認証範囲拡大に合理的に必要な情報について、甲等の要求があれば速やかに情報を提供する。

(情報の公開)

第9条 乙は、JAS関係法令に従って、認証の状況（判定結果、名称、住所等の変更、格付の一時停

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	18/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

止、又は取り消し等) についての情報を公表しなければならない。この情報は、常に最新の状態を保つため適時更新される。また、甲は、認証の状態（一時停止を含む）が、JAS関係法令に従って、公表される事に同意する。

#### (料金)

第 10 条 甲は、認証審査等の結果の如何、及び本契約の有効期限にかかわらず、JAS法施行規則第 49 条 3 項の五に基づき乙が認証業務規程に定めた甲が負担すべき料金について、乙からの請求に基づき乙が指定する期限内に指定する方法により支払う。一旦支払われた料金は、返還されない。

2 乙は、前項に定める規定の料金について改定を行った場合には、その適用までに十分な期間をおくとともに、原則として、書面で甲に通知する。

#### (認証基準等の変更)

第 11 条 乙は、JAS関連法令及び認証業務規程が変更された場合には、変更の実施までに、改定内容について、甲に対し書面及び必要に応じて研修等による適切な予告を行う。

2 JAS関連法令及び認証業務規程の変更を実施し公表したことにより、甲が行った必要な対応に関して、乙が合理的と考える期間内に、検証を受けなければならない。その場合、乙は書面により甲の検証の実施を通知する。

#### (変更及び廃止の通知)

第 12 条 甲は、JAS関連法令及び認証業務規程において乙に通知の必要とされている事項が変更になる場合には、その変更内容をその都度、遅滞なく書面にて乙に通知しなければならない。

2 乙は、甲が認証事項を変更したことを知ったとき、認証された範囲の活動に重大な影響を与える変更があったとき、又は認証の技術的基準に適合しない恐れがある事実を把握したときは遅滞なく、当該甲に係る認証の技術的基準に適合することを確認する。

3 甲は、格付に関する業務を廃止しようとするときは、あらかじめ書面にて乙にその旨を通知しなければならない。

#### (認証の表示及び格付の表示)

第 13 条 甲は、格付の一時停止期間を除く認証有効期間内に限り、乙から使用許諾を受けた JASマークを使用できる。その使用にあたっては、JAS法を順守する。

2 甲は、格付製品の出荷の一時停止等の請求、認証の取消し及び格付業務の廃止の場合、認証文書（別紙等を含む）を返却すること。

3 認証書、認証シンボル、通知書、及び報告書等の全部又は一部の使用につき、JAS制度の社会的評価を損なう、又は第三者の誤解を招く、又は許容される範囲を逸脱すると乙が判断する表示や表明、又は認証の事実の利用を行ってはならない。

4 甲は、認証文書を複製する場合、すべての複製をするとともに複製である旨明記（「複製」、「コピー」、「写し」等）すること。

5 甲は、認証を受けている旨の情報を他人に提供するときは、その認証に係る種類の農林物資以外について認証を受けている、また、認証に関する業務内容を誤認させることがないようにすること。並びに、当該 JAS規格に適合していることを示す目的以外の目的で行わないこと。

6 乙が、甲に対して前項の条件に違反すると認めた場合、表示方法を改善又は表示をやめるべき旨の

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	19/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

請求をしたときは、甲はこれに応じること。

- 7 甲が前項の請求に応じないとき、乙は、認証の取り消し、又は格付品の出荷の一時停止等の請求をすることができる。なお、甲が請求に応じないとき、乙は、認証を取り消すこと。
- 8 甲が認証を取り消されたとき、JAS 品の出荷又は表示の付してある広告等の使用停止及び当該表示の抹消をすること。
- 9 乙は甲がその認証を取り消された日から相当程度の期間が経過した後も前項の実施を適切に行わない場合、その旨公表すること。

(格付の報告)

第 14 条 甲は、毎年 6 月末日までに、その前年の格付実績を乙に報告すること。

(格付の記録)

第 15 条 甲は、その行った格付に関する記録を、次に掲げる場合に応じ、それぞれ次に定める期間保存すること

- (i) 格付の日から賞味期限までの期間が一年以上である場合、格付の日から賞味期限までの期間
- (ii) 格付の日から賞味期限までの期間が一年未満である場合、格付の日から一年間

(委託)

第 16 条 甲は、乙に認証された範囲内の製造の一部を委託させる場合において、乙が必要と判断する場合は、甲の下請負契約先に対する評価の妥当性を確認するために、甲は当該委託先に対して乙の調査を受け入れさせるとともに、その事前了解をとる。

(異議申立て及び苦情)

- 第 17 条 甲は、乙に認証された範囲内の業務における甲に対する全ての異議申立て、利害関係者からの苦情、及びそれらに対してとられた是正処置を記録し、乙の要求があった場合、又は、重要であると乙が判断したものについては、その都度、遅滞なく乙に報告しなければならない。
- 2 甲及び乙は、乙に認証された範囲内の業務にかかる双方に対する異議申立て、又は利害関係者からの苦情について、両者協力し問題解決にあたる。
- 3 甲は乙の規則に従い、乙に対し異議を申し立てる、又は苦情を申し出ることができる。

(協議)

第 18 条 本契約に関し、当事者間で疑義が生じた場合、又は本契約に定めのない事項等が生じた場合は、甲乙双方で十分に協議の上、その解決にあたる。

本合意の証とするため、本契約書二通を作成し、甲及び乙は各々記名捺印の上、各一通を保有する。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

甲

住 所：\_\_\_\_\_

氏名又は名称：\_\_\_\_\_印

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	20/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

法人にあつては

代表者 氏名： \_\_\_\_\_ 印

乙

住 所： 東京都中央区日本橋小網町3番11号

氏名又は名称： 一般財団法人 日本醤油技術センター 印

代表者 氏名： 理 事 長 印

(認証申請書記載の当該農林物資の製造を行う工場又は事業所の表示)

工場又は事業所の

名 称：

\_\_\_\_\_

所 在 地：

\_\_\_\_\_

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	21/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第5号（第33条関係）

## 認 証 台 帳

認証申請者に関する事項			
氏名又は名称			
住 所	(〒 )		
申請者の区分	取扱業者 / 外国取扱業者		
受理年月日	年 月 日		
農林物資の 種 類			
認証申請に係る工場に関する事項			
工場又は事業 所の名称			
所 在 地			
認証審査に関する事項			
認証をするか どうか決定し た 日	年 月 日	決定の結果	
審 査 員		製品検査員	
判 定 員			
認証書に関する事項			
認 証 番 号			

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	22/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第6号（第34条関係）

# 認証書

申請者の氏名又は名称

申請者の所在地

工場 の 名 称

工場 の 所 在 地

農林物資の種類 しょうゆ

上記工場は、日本農林規格等に関する法律

（昭和25年法律第175号）第10条第1項[第30条1項]並び

しょうゆ取扱業者等の認証の技術的基準に基づき認証したことを証する。

認証番号

認証日

登録認証機関の名称及び所在地

東京都中央区日本橋小網町3-11

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

一般財団法人 日本醤油技術センター	認証業務規程 しょうゆ	文書番号	NGK-01
		頁番号	23/23
		改定番号	13.1
		改定日	2021/05/21

別記様式第6号 (付属様式)

# 認証書 付 属 書

認証工場の名称

充填委託先の名称

委託先の所在地

農林物資の種類 しょうゆ

上記工場は、日本農林規格等に関する法律

(昭和25年法律第175号) 第10条第1項[第30条1項]並び

しょうゆ取扱業者等の認証の技術的基準に基づき認証したことを証する。

認証番号

認証日

登録認証機関の名称及び所在地

東京都中央区日本橋小網町 3-11

一般財団法人日本醤油技術センター

理事長

## 別紙1（認証業規程9条及び第10条関係）

### 1. 認証手数料及び確認調査手数料の額の算出方法

年間生産数量区分(kl)※	認証手数料及び 確認調査手数料の額(円)※※
1～50	32,500
51～100	40,000
101～180	47,500
181～540	60,000
541～900	67,500
901～1,800	80,000
1,801～5,400	92,500
5401～10,000	155,000
10,001～20,000	165,000
20,001～30,000	175,000
30,001～40,000	185,000
40,001～50,000	195,000
50,001～60,000	205,000
60,001～70,000	215,000
70,001～80,000	225,000
80,001～90,000	235,000
90,001～100,000	245,000
100,000以上	255,000

※ ①ここでいう年間生産数量とは、審査又は調査の実施年度の前年度におけるしょうゆの生産数量をいう。なお、しょうゆの一貫製造工場にあっては生産数量に「生揚」としての出荷分及び自社でつゆ等の加工品への使用分を含むものとする。

②1（kl）未満の数値は切り上げるものとする。

※※ 手数料には、申請者及び認証取扱業者への国内の調査旅費を含むものとする。よって、外注先の調査旅費及び外国の申請者又は認証取扱業者の調査旅費のうち、国内の調査旅費を除く旅費実費を別途請求するものとする。

### 2. 臨時調査手数料の算出方法

種類	手数料の額
臨時調査手数料	1の手数料のうち、認証手数料及び調査手数料の欄の2分の1の額

### 3. 調査内容の省略に伴う認証手数料の算出方法

前回の認証又は定期的確認調査から1年を超えない期間内に、事業の承継により新たに認証審査を行う場合、認証の技術的基準の定める一部の事項について、前回実施した審査報告書等の内容を確認することをもって調査内容の一部を省略できる審査については、1の定める手数料の2分の1に減額する。

別紙2（第11条1項関係）

講習会等参加費

種類	参加費（円）（税込み）
品質管理等専門講習会（新規）	22,000
品質管理等専門講習会（継続）	3,000
格付技能研修会（新規）	16,500
格付技能研修会（継続）	6,000

別紙3（第11条2項関係）

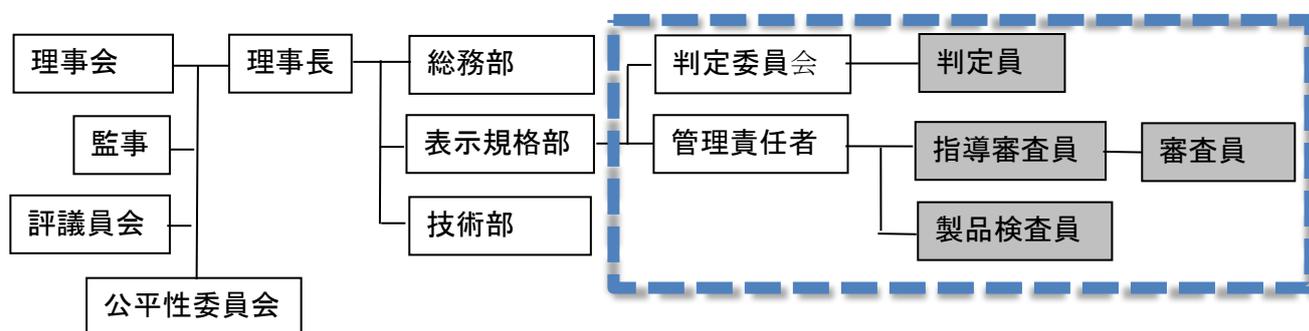
その他の費用

種類	費用（円）
交付手数料	実費

例えば、認証書の紛失時の再交付手数料（本体 1000 円+消費税 100 円）など

別紙4（第12条関係）

認証に関する組織図



職務分掌

組織および主要員	認証業務における責任・権限
理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・契約上の取り決め</li> <li>・品質方針に基づいた認証に関する業務の実施の監督</li> </ul>
監事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登録証機関の財政の監督</li> </ul>
公平性委員会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・トップマネジメントへの公平性への助言</li> </ul>
理事長	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証業務に対する適切な資源の提供</li> <li>・登録認証機関の運営に関する方針の策定</li> <li>・認証に関する業務の実施及び監督</li> <li>・認証の授与、維持、拡大、縮小、一時停止及び取消しに関する決定の責任</li> <li>・必要に応じて、管理主体に代わって特定の活動を行う委員会又は個人への権限の委譲</li> <li>・登録認証機関のマネジメントシステム</li> <li>・認証に関する業務に係る要員の力量に関する要求事項</li> <li>・認証活動の開発</li> <li>・認証要求事項の開発</li> </ul>
管理責任者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・認証業務規程に従って認証に関する業務を計画し、実施し、維持を確実にする</li> <li>・理事長に対し認証に関する業務の見直し及び改善の基礎として、認証に関する業務の実施結果の報告</li> <li>・内部監査の実施</li> <li>・製品検査員等の研修の実施</li> <li>・製品検査員等の資格の認証と帳簿の作成と管理</li> <li>・製品検査員等の指名</li> <li>・判定委員会の運営</li> <li>・審査及び調査の実施に関する帳簿の作成と管理</li> <li>・認証に関する帳簿の作成・管理</li> <li>・品質管理及び格付を担当する者への講習会、研修会及び説明会の実施</li> <li>・製品検査の結果の評価・確認</li> <li>・苦情及び異議申し立てへの対応</li> <li>・評価結果のレビュー（自身が実施した評価を除く）</li> </ul>
審査員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価（審査）</li> </ul>
判定員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価結果のレビュー（管理責任者が実施した評価）</li> <li>・認証の判定（決定）</li> </ul>
製品検査員	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評価（製品検査）</li> </ul>

## 別紙5（第49条関係）

### 使用可能な添加物リスト

#### I こいくちしょうゆの規格

- 1 甘味料  
アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、サッカリンナトリウム、ステビア抽出物及びD-ソルビトール
- 2 着色料  
カラメル I、カラメル III 及びカラメル IV のうち 1 種
- 3 保存料  
安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル及びパラオキシ安息香酸ブチルのうち 3 種以下
- 4 増粘安定剤  
キサンタンガム、グァーガム及びデキストランのうち 2 種以下
- 5 酸味料  
クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸及び DL-リンゴ酸ナトリウムのうち 3 種以下
- 6 調味料  
アミノ酸  
DL-アラニン、グリシン及び L-グルタミン酸ナトリウム  
核酸  
5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び 5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち 2 種以下  
有機酸  
クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、フマル酸一ナトリウム及び DL-リンゴ酸ナトリウムのうち 2 種以下  
無機塩  
塩化カリウム
- 7 製造用剤  
D-ソルビトール
- 8 日持向上剤  
アルコール及びチアミンラウリル硫酸塩
- 9 pH 調整剤  
乳酸

#### II うすくちしょうゆの規格

- 1 甘味料  
アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、サッカリンナトリウム、ステビア抽出物及び D-ソルビトール
- 2 保存料  
安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル及びパラオキシ安息香酸ブチルのうち 3 種以下
- 3 増粘安定剤  
キサンタンガム、グァーガム及びデキストランのうち 2 種以下
- 4 酸味料  
クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸及び DL-リンゴ酸ナトリウムのうち 3 種以下
- 5 調味料  
アミノ酸  
DL-アラニン、グリシン及び L-グルタミン酸ナトリウム  
核酸

5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち2種以下

有機酸

クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、フマル酸一ナトリウム及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち2種以下

無機塩

塩化カリウム

6 製造用剤

D-ソルビトール

7 日持向上剤

アルコール及びチアミンラウリル硫酸塩

8 pH 調整剤

乳酸

### III たまりしょうゆの規格

1 甘味料

アセスルファムカリウム、カンゾウ抽出物、サッカリンナトリウム、ステビア抽出物及びD-ソルビトール

2 着色料

カラメル I、カラメル III 及びカラメル IV のうち2種以下

3 保存料

安息香酸ナトリウム、パラオキシ安息香酸イソブチル、パラオキシ安息香酸イソプロピル及びパラオキシ安息香酸ブチルのうち3種以下

4 増粘安定剤

キサントガム、グァーガム及びデキストランのうち2種以下

5 酸味料

クエン酸、クエン酸三ナトリウム、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸、乳酸ナトリウム、氷酢酸及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち3種以下

6 調味料

アミノ酸

DL-アラニン、グリシン及びL-グルタミン酸ナトリウム

核酸

5'-イノシン酸二ナトリウム、5'-グアニル酸二ナトリウム及び5'-リボヌクレオチド二ナトリウムのうち2種以下

有機酸

クエン酸三ナトリウム、コハク酸、コハク酸二ナトリウム、酢酸ナトリウム、L-酒石酸ナトリウム、乳酸ナトリウム、フマル酸一ナトリウム及びDL-リンゴ酸ナトリウムのうち2種以下

無機塩

塩化カリウム

7 製造用剤

D-ソルビトール

8 日持向上剤

アルコール及びチアミンラウリル硫酸塩

9 pH 調整剤

乳酸

### 4. さいしこみしょうゆの規格

こいくちしょうゆの規格の添加物と同じ。

### 5. しろしょうゆの規格

うすくちしょうゆの規格の添加物と同じ。

# 審査及び認証事項の確認手順書

一般財団法人日本醤油技術センター

1. 適用の範囲

この手順書は、「認証業務規程」に定める認証の申請に係る審査及び認証事項の確認調査を実施するため必要となる計画、実施、報告及び記録の保管について適用する。

2. 審査等の具体的な流れ

1) 審査及び確認調査の具体的な実施方法は、別表 1 の流れに従って行うものとする。

3. 製品検査員等の指名

- 1) 審査員等の指名は、審査実施指示書(PRT-02-01)を作成し製品検査員等への配布をもって指示するとともに、その控えを保管しておく。
- 2) 認証業務規程第 2 4 条 2 項より指名する審査員の員数は、しょうゆの年間生産量の区分が 30,000(kl)以上は 2 名 (実施での工数を 1 日から 2 日間を目安)、それ以外は 1 名を指名し審査に当たらせるものとする。
- 3) その他、前項に定める員数のほか、理事長が特に必要と認めた場合、適切な者を認証の補助者として加える事ができるものとする。

4. 審査等に用いる作業文書等

1) 認証業務規程第 2 4 条 5 項により用いる作業文書は以下の通りとする。なお、認証業務規程第 2 3 条 3 項に規定する省略が可能な場合は、直近の現地調査の審査報告書及び製品検査実施報告書をもってこれに替えるものとする。(以下同じ。)

審査の種別		
認証の申請に係る審査	認証事項の確認調査	臨時確認調査
①認証申請書	①現地調査予定リスト	①変更届
②認証申請書類受付チェック表	②格付製品リスト	②チェック・リスト
③チェック・リスト	③チェック・リスト	③製品検査実施報告書
④製品検査実施報告書	④実施要領(重点事項を含む)	④確認書
⑤審査報告書	⑤製品検査実施報告書	
⑥確認書	⑥確認書	

5. 臨時確認調査の実施

- 1) 理事長は、以下に該当する場合、認証業務規程の第 3 6 条、第 3 7 条による臨時確認調査を計画することができる。
  - ①施設等の大幅な変更を伴う場合
  - ② J A S 法に適合しない商品が流通する場合

6. 製品検査試料の抽出

- 1) 審査員は、現地調査の際製造工程を代表する製品検査の試料として品種ごとに 1 本を無作為に抽出するものとする。
- 2) 現地調査実施時において工場に当該製品の在庫が無く、やむを得ずその場で抽出が出来ない場合にあっては、予め当該製品の製造予定日を確認し、予定日の中から、審査員が指定する製造日の製品の中から無作為に抽出するように格付責任者又は格付担当者に指示し、製品検査実施報告書(PRT-02-2-1)に必要事項を記入し送付させるものとする。
- 3) 審査員は、製品検査実施報告書(PRT-02-2-1)に抽出方法及び必要事項を記入し、製品に添付し

て製品検査員宛送付する。

## 7. 審査の報告

- 1) 審査員は、実地調査終了後速やかに審査結果報告書(PRT-02-3)に記載し、使用したチェック・リストを添付し、概ね2週間以内に指導審査員に報告する。を通じて理事長に報告する。
- 2) 指導審査員は、審査報告書の記載内容の欠落、チェック・リストの評価結果と報告書の評価結果の記載に矛盾がある等を見つけた場合、必要な修正を求めるものとする。
- 3) 指導審査員は、記載内容を確認し、概ね2週間以内に本部に送付する。

## 8. 是正措置

- 1) 審査員は、審査の結果又は「製品検査報告書(結果)(PRT-02-2-2)」により是正が必要と認められるとき、確認書(PRT-02-3-2)に回答期日を定め是正を求めるものとする。
- 2) 審査員は、当該事業者から回答された是正措置の報告の内容を確認し速やかに指導審査員を経由して理事長に報告する。
- 3) 理事長は、是正措置の報告の措置内容が以下に示す事項に該当した場合、再実地調査を審査員に指示する。事業者に通知する。
  - ・大幅な製造ラインの変更
  - ・製造、検査又は設備の一部を外注している場合の外注先の変更
  - ・その他、特に実地により確認を要すると思われる事項
- 4) 審査員は、再度実地調査を実施した場合、速やかに、審査結果報告書に再審査結果を追記し、指導審査員を経由して理事長に報告する。

## 9. 審査報告書のレビュー

- 1) 審査結果のレビューは、当該審査及び確認調査を担当した以外の判定員が行うものとする。
- 2) レビューの結果は、審査結果のレビュー及び認証推薦書(PRT-02-4)に記載し理事長に報告する。

## 10. 判定の実施

- 1) 理事長は、レビュー及び認証推薦書(PRT-02-4)を受理し、判定委員会の開催を管理責任者に指示する。
- 2) 管理責任者は、判定委員運営要領(PRT-03)に基づき、速やかに審議を実施する。

## 11. 判定結果の取扱い

- 1) 管理責任者は、判定委員会の審議結果について速やかに判定結果通知書(PRT-02-5)を作成し理事長に報告する。
- 2) 理事長は、判定結果通知書(PRT-02-5)を承認したのち、速やかに工場に通知する。
- 3) 審査結果及び製品検査結果の確認から判定結果通知まで、概ね1か月程度で処理を行うこととする。

## 審査実施指示書(PRT-02-1)

年 月 日

審査員 様  
製品検査員 様  
判定員 様

一般財団法人日本醤油技術センター

## 審査実施指示書

下記工場について、認証業務規程に基づき審査を実施しその結果について報告してください。なお、当審査対象となる業者との間に宣誓書の2項に該当する関係等がある場合は通知願います。

## 記

## 1. 審査の種別

- 認証の申請に係る審査（承継等による審査の一部又は全部の省略に該当）  
確認調査（認証後の定期確認調査／臨時確認調査／無通告確認調査）

## 2. 対象事業所

(1)工場の名称

(2)工場所在地

## 3. 実施期限

## 4. 添付書類

以上

参考 宣誓書 2項抜粋～

## 2. 利害関係等の明言

私は、乙より依頼された認証審査に関する業務を実施する前に、審査対象となる事業者との間で、過去及び現在において、認証審査、決定における公正さに影響を及ぼす可能性のある関係が存在する場合、事前に乙に書面で通知します。

なお、認証審査に関する業務の進行に従い、この可能性の有る場合には、改めてのその旨を乙に報告します。

認証番号.	NST-
-------	------

### 製品検査実施報告書 (抽出)

審査員は太い枠の中 (最下欄の工場所在地都道府県名も含む) をもれなく記入してください。

工場の名称				
審査員氏名		試料抽出日	年 月 日	
抽出者氏名※		試料送付日	年 月 日	
抽出方法	実地調査時に抽出 製造日を指定して抽出	実地調査時に抽出 製造日を指定して抽出	実地調査時に抽出 製造日を指定して抽出	実地調査時に抽出 製造日を指定して抽出
銘柄				
品種				
製造方式				
(格付予定)等級				
その他品質 を示す用語				
賞味期限				
包装単位及び荷姿				
受付番号 (製品検査員記載)				

※調査時に在庫が無い等の理由で試料の抽出ができない場合は、工場における抽出者の氏名を記入すること

組合等	
-----	--

認証番号.	NST-
-------	------

製品検査実施報告書 (結果)

工場の名称				
受付番号				
品 種				
製造方式				
(格付予定) 等級				
その他品質 を示す用語				
性 状				
色 度[No.]	検査日:	検査日:	検査日:	検査日:
全窒素分 [%]				
無塩可溶性固形分[%]				
直接還元糖 [%]				
結 果				

製品検査員氏名	

結果報告日	年 月 日
-------	----------

確認者氏名	
-------	--

確認日	年 月 日
-----	----------

審査結果報告書(PRT-02-3-1)

<b>審査結果報告書</b>				作成日	年 月 日		
				審査員			
1.	工場の名称			認証番号※1	NST-		
2.	工場の所在地						
3.	3.1	工場種別※2	<input type="checkbox"/> A システム <input type="checkbox"/> B システム	3.2	生揚げ製造工程※2	<input type="checkbox"/> ある <input type="checkbox"/> ない	
	3.3	製造方式※2	<input type="checkbox"/> 本醸造 <input type="checkbox"/> 混合醸造 <input type="checkbox"/> 混合	3.4	品 種 ※2	<input type="checkbox"/> こいくち <input type="checkbox"/> うすくち <input type="checkbox"/> たまり <input type="checkbox"/> さいしこみ <input type="checkbox"/> しろ	
	3.5	申請者の氏名又は名称					
	3.6	申請者の法人は代表者の役職名及び氏名					
	3.7	申請者の住所又は所在地					
	3.8	審査の責任者/電話番号					
4.	審査日時		年 月 日 時 分～ 時 分				
5.	5.1 審査目的		<input type="checkbox"/> 認証の申請に係る審査 ( <input type="checkbox"/> 承継等による審査の一部又は全部の省略に該当) <input type="checkbox"/> 確認調査( <input type="checkbox"/> 認証後の定期確認調査 / <input type="checkbox"/> 臨時確認調査 / <input type="checkbox"/> 無通告確認調査) <input type="checkbox"/> 製品検査不合格に伴う調査				
	5.3 審査基準		しょうゆの製造業者の認証の技術的基準				
	5.2 審査範囲		<input type="checkbox"/> 申請工場 / <input type="checkbox"/> 充填の外注先(右空欄に名称を記載):				
6.	氏名		基準の職名	役職	氏名	基準の職名	役職
	※3		工場責任者				
			品質管理責任者				
		格付責任者・格付担当者				(衛生管理責任者)	
7. 審査結果	7.1 概要	2.1 製造又は加工、保管、品質管理及び格付のための施設	2.1.1 製造施設		2.3 品質管理を担当する者の資格及び人数		
			2.1.2 保管施設			2.4 格付の組織及び実施方法	2.4.1 格付部門独立権限
			2.1.3 品質管理施設				2.4.2 格付規程整備状況
			2.1.4 格付のための施設			2.4.3 格付の実施状況	
	7.2 ※4	2.2 品質管理の実施方法	2.2.1 品質管理責任者の責務		2.5 格付を担当する者の資格及び人数		
			2.2.2 内部規程の整備状況			充填の外注先(実施した場合のみ)	1 試料の抽出
			2.2.3 品管記録の作成と保管				2 証票の受払い
			2.2.4 品質の安定				3 格付数量の管理
			2.2.5 内部規程の見直しと周知				4 担当者
7.2 別添書類	①「審査結果講評メモ」 ____ 枚(特に指摘が無い場合もその旨記載確認して添付) ②「製品検査実施報告書」 ____ 枚(別送の場合は“0”)						
8 是正報告	③「是正処置回答書/確認書」 ____ 枚(特に指摘が無い場合は“0”)						
9.その他							
報告	審査員		指導審査員		受付		確認
	➡		➡		➡		

※1 は、認証の申請に係る審査の場合は不要

※2 は、該当するものに☑または■と記入

※3 は、認証申請時、実地調査を省略した場合は記入不要

※4 はチェックリストの最低評価を代表して、○△×で記載のこと。尚、是正の結果、改善されたものは×を○に取消し線(×)をして○に訂正のこと

●太枠内は、各担当が記入

審査結果講評メモ

認証番号※1: NST- \_\_\_\_\_

確認日: \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

工場名: \_\_\_\_\_

審査員氏名: \_\_\_\_\_

1	不適合事項(認証の技術的基準の要求事項に適合していないと判断される事項)⇒“×”		
	是正処置回答書/ 確認書の No.	概要(詳細は別紙に記載し添付)	是正措置の回答期限
2	観察事項(不適合とは断定しないが、改善が望まれる事項)⇒“△”		
※次回の調査時に改善の状況を確認いたします。			
3	その他改善が望まれる事項		
4	審査員コメント(よかった点など)		

工場側責任者(又は代理者)上記内容確認後署名: \_\_\_\_\_

是正処置回答書／確認書 (No. \_\_\_\_\_)

工場名:		調査日:	
審査員氏名		是正措置の回答期限	
1	不適合事項(認証の技術的基準の要求事項に適合していないと判断される事項)⇒“×”		

工場は下欄へ回答を記載して下さい。(必要なら別紙添付)

2	是正措置(1で指摘された内容について実施したことを下記に記入して回答します。期限(※))		
	①不適合の原因:  ②不適合の是正処置の内容及び処置完了(予定)日: (過去や他の類似活動の見直し結果を含むこと)  ③(再発防止対策及びその完了(予定)日):		
回答者氏名		回答日	

以下、審査員が確認に使用する欄

3	上記回答内容の確認結果		
	(1)是正措置完了の判断: <input type="checkbox"/> 完了 <input type="checkbox"/> 未完了(完了予定)		
	(2)次回確認が必要な事項:		
審査員氏名		是正措置の確認日	



## 判定結果通知書 (PRT-02-5)

年 月 日

認証工場名

工場責任者 殿

※

認証申請者の氏名または名称
代表者 あて

一般財団法人日本醤油技術センター  
理 事 長

## 判定結果通知書

貴事業者に対する審査を実施した結果、下記の通り判定したので通知いたします。

記

1. 審査の種類：  認証の申請に係る審査  
 確認調査( 認証後の定期確認調査 /  臨時確認調査)

2. 審査実施年月日：

3. 審査対象の工場又は事業所の名称：

4. 判定結果

5. 問合せ先

〒

住所：

担当者：

電話番号：

F A X：

以上

(注) 認証の申請に係る審査の場合は [ ] ※内の宛先を使用

審査結果のレビュー及び認証推薦書(PRT-02-4)

審査結果のレビュー及び認証推薦書

理事長

下記工種について、審査結果報告書を確認した結果、下記の通り報告します。

行号	審査報告				審査結果のレビュー				
	審査種別	認定工場番号	工場名	工場所在地	審査員名	判定員	実施日	是正要求の有無	認定の技術的基準に適合しているため認定を推薦する。②適合していないため認定は推薦できない。
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9									
10									
11									
12									
13									
14									
15									
16									
17									
18									
19									
20									
21									
22									
23									

別表 1

